

平成15年度第2回県民活動審議会基本計画検討委員会の概要について

1 開催日時・場所

平成16年2月9日(月) 15:00~17:00 山口県庁共用第5会議室(4F)

2 出席者

委員 横田委員長 平田副委員長 安藤委員 林委員 船崎委員 吉岡委員
(8名中6名出席)

県 県民生活課長、県民活動推進室長ほか職員4名

3 概要

(1) 会議概要

- ・「県民活動支援センターの管理運営について」、「中学生・高校生のボランティア活動に関する調査の実施について」、「県民活動団体との協働に関するガイドブックの作成について」の3議題について、事務局から説明を行い、委員の意見を聴取。

(2) 主な意見等

県民活動支援センターの管理運営について

(市町村との役割分担)

- ・地域や県民活動団体側からみて、県民活動支援センターをどうするのが一番いいのかという視点が大事。合併に伴い、市町村にセンターが整ってくると思われるが、地域のセンターと同時に17分野の活動の専門的な支援を担えるセンターの設置を検討する必要があるのではないかと。
- ・地域を超えた分野ごとの交流の拠点がほしいという話はよく耳にする。理想としては、一つの建物の中に分野ごとの支援拠点が集合し、専門的な相談ができる形がよい。
- ・本県は他県に較べてサポートセンターが多い。県民活動支援センターを含め10箇所あり、恵まれた環境にある。公設公営、公設民営、民設民営の3つの形態のサポートセンターがうまく連携・協力している例も他県ではあまり聞かない。
- ・いきなり存廃を論じるよりも、今のセンターの機能をどう高めるかということだろう。「専門性を高める」、「一つの広域拠点の中に複数の分野が支援できる体制をつくる」ということは方向性として確かにある。
- ・市町村のセンターは、当分はきっかけづくりが中心だと思う。県民活動支援センターもそれは行っているだろうが、「NPO法人化に関する部分は県民活動支援センターが中心となって事前相談をする」、「県民活動の全県的な交流媒体としての機能」、「協働のコーディネーターとして県と団体との間に入り、評価を含めた調整を行う」等、色々考えられる。
- ・市町村にサポートセンターが整ったとしても、しばらくは、県民活動支援センターが行っている相談業務の中でも初歩的な部分を担うくらいしかできないかなという感じがする。県レベルでのフォローが当分の間必要ではないかと。
- ・市町村に支援センターの機能を移すにしても、合併後の市町村の姿も様々であり、サービス内容のばらつきが大きいのではないかと。当面は県でフォローが必要ではないかと思う。
- ・地方分権の大きい流れの中で考えると、県民活動を県全体やブロックでサポートする部分と生活に密着した市町村レベルでサポートする部分があると思う。県全体、県の出先・ブロック単位でのフォローのシステムが必要だと思う。3段階のシステ

ムを作れということではないが、課題によってはそうした捉え方をして問題解決を図っていくことが必要な場合もあるだろう。それぞれがどう役割を果たしていくのかを考える必要がある。

- ・合併後の新市が現在の市町村の枠組みより広域的なエリアとなったとしても、複数の市で連携して対応する必要がある 場合も生じるだろう。最初から枠を嵌めてしまわずにフレキシブルに動けるシステムがいいのではないか。

(管理運営方式)

- ・民設民営の他県のセンターはどのような運営か。財団法人か、NPOか。
- ・民設といっても相談料がとれるわけではない。他の業務で資金を作って基本的な屋台骨を運営しながら、本来求められている業務を行うことになるが現実的には困難である。
- ・特定企業をスポンサーにつけるのも問題があるし、小口の企業会員を募るといってもそう簡単ではない。自立はしたいができないということになるだろう。
- ・静岡県のS O H O支援の話だが、県が場所を提供して市が運営資金を出し、銀行が現役行員を人材派遣している。特に企業からの出向について支援センターにも応用できないものか。
- ・財源がないと身動きがとれないと思われる。公設民営が妥当だろう。
- ・指定管理者制度の県の他部局の動向はどうか。
- ・今の支援センターに調査研究業務がないのは問題ではないか。サポートセンター本来の機能の充実のためには不可欠である。これをセンターを受託したNPOに自前でやれというのは無理ではないか。今の体制でやるのなら調査研究業務の強化が必要である。きらめき財団がそのような機能を持つのなら、財団と支援センターの関係をもっと具体的にすべきである。現状のままではもの足りない部分がある。
- ・県内のNPOには指定管理者の指定を受けられるだけのところはないとのことだが、例えば、今の支援センターの質は他県に比べても高く、スタッフも優秀である。力量があるNPOはいないわけではなく、指定管理者に指定することも十分考えられる。
- ・委託の決定方式と時期はどうか。国の委託事業の場合は年末までには公募などが終わり、年明け早々に内示がある。県民活動支援センターの場合はどうか。

中学生・高校生のボランティア活動に関する調査の実施について

- ・社会貢献についての設問を問3あたりに入れてはどうか。
- ・問5に地域との関わり合い(地域行事への参加)についての項目を入れられないか。
- ・問4に関連して、若者の持つボランティアのイメージは「奉仕」という言葉と結びついて重圧感を感じるらしい。「誰にでもできる」、「充実感がある」などとりつきやすいイメージも入れてみたらどうか。
- ・ボランティア活動のイメージは崇高なものと感じる中学生が多い。切手集めや募金活動もボランティアだということと身近に感じてもらえる。そうしたものも選択肢に入れたらよからう。
- ・問5(5)と問6を分ける必要はないのではないか。
- ・目的の項にある「子ども」と問7の「子ども」は意味合いが違うのか。
- ・目的の項に「環境の整備に資する」とあるからには、なぜ、ボランティア活動に参加しないのかを聞いておく必要があるのではないか。
- ・問2は大事だが質問としては堅すぎる。全体の回答基調に影響する恐れがあるので後ろに回した方がよい。

県民活動団体との協働に関するガイドブックの作成について

- ・ 山口県はコミュニティビジネスに対する熱意が強い。コミュニティビジネスをNPOが行う場合、民間企業との線引きが微妙になってくるのではないかと。コミュニティビジネスが盛んになると、将来的には、県民活動団体の定義自体も見直す必要が生じる可能性もあろう。
- ・ P 6 のコミュニティ活動についての説明が物足りない。市町村合併が進む中で、コミュニティ活動が今までの地域の連帯感からくる活動とは異なり、地域を自ら経営していくという動きが求められてくるだろう。今までのコミュニティ活動の動きを払拭させるような動きの中で、コミュニティ活動の中味が少しずつ変化しているというメッセージ、方向性が書き込めないか。県の職員の意識改革にもつながると思う。
- ・ 最近、協働事業を実施していく中で、協定書を作ることが大事なのではないかという意見がNPO関係者に出ている。委託事業の場合、手続き的には契約書を交わすが、それを補完するものという位置づけである。具体的留意項目を列挙して、団体と行政がお互いに確認し合うというものである。ひな形を作っているので、ガイドブックに盛込むかどうかは別として参考にしていただきたい。
- ・ P 2 3 「協働の具体的進め方」のあたりに一文いれてほしいが、意見交換の場が出た意見がどのように反映されたかが不明なことが多く、行政への不信につながっている。経過報告を行うことを約束事にできないか。
- ・ P 2 6 のコーディネーターは地域や団体から上がってきた提案を取りまとめて組立てていく役目もこれからは必要なのではないかと。コンサルティングといってもよい。
- ・ P 2 9 の事業形態は、この他にも行政からの人材の派遣、材料等の支給、後援等もあり、項目だけでも掲げてはどうか。
- ・ 県民活動団体側としての留意点も必要ではないか。協働は重要だが、県と協働するからといって、その団体に特権が与えられるわけではなく、他の団体の活動に比べて特別扱いされるわけではないことを理解してもらわなければならない場合も出てくるのではないかと。中間支援団体や他の県民活動団体がそうした団体に振り回されてしまうことも考えられよう。

このガイドブックでは無理でも、今後、県民活動団体向けのものを考える中で、県民活動支援センターと県が相談しながら進めていってはどうか。(他の委員)
- ・ P 1 9 の(2) の「副次的」というのはない方がよい。
- ・ P 8 の(5)「新しいコミュニティの機能」については、山口県内900のコミュニティ団体は、機能が低下しているところばかりではないので、もう少し表現を緩和した方がよい。例えば「それを補完したり、新しいコミュニティ形成の担い手になる」くらいにしたらどうか。